

財形年金積立保険 年金のしおり



2025年4月

ごあいさつ

平素は格別のお引立てを賜りありがとうございます。

さて、このたび財形年金積立保険契約において払込期間および据置期間が満了し、年金のお支払をさせていただくことになりました。

年金は、財形年金積立保険普通保険約款のほか勤労者財産形成促進法、租税特別措置法等の関係法令にしたがい運営されます。

この「年金のしおり」は、当社がこれよりお支払する年金につきまして、必要となる手続き等をご説明したものです。

同封いたしました年金支払証書とともに大切に保管ください。

もくじ

1. 年金支払証書について	1	5. 上乗せ年金の支払請求手続きについて	5
2. 年金のお支払について	2	(1) 上乗せ年金について	5
3. 年金受給中のお手続きについて	3	(2) 上乗せ年金支払の適用対象となる事由	6
(1) 手続きが必要となる事項	3	6. 年金の解約について	7
(2) 10年保証終身年金の保証期間経過後のお手続きについて	3	7. 年金に関する税金について	8
4. 被保険者(年金受取人)死亡時のお手続きについて	4	(1) 年金のお受け取りについて	8
(1) 確定年金の場合	4	(2) 被保険者(年金受取人)が死亡されたとき	8
(2) 10年保証終身年金の場合	4	(3) 確定年金を解約されたとき	8

1. 年金支払証書について

「年金支払証書」には、年金支払についての取り決め事項が記載されていますのでご確認ください。

- ① 年金証書番号
- ② 団体番号
- ③ 契約者番号
- ④ 被保険者(年金受取人)氏名(*)
- ⑤ 年金の種類および型
- ⑥ 年金支払期間
- ⑦ 年金支払開始日…契約毎に定められた年金の第1回目の支払日です。
- ⑧ 年金支払日…契約毎に定められた毎年の年金をお受け取りになる日のことです。
- ⑨ 年金額(第1回)

*…氏名につきまして当社のシステム上対応できない場合は常用漢字等に変換させていただいております。

2. 年金のお支払について

確定年金または10年保証終身年金の保証期間については、毎年の年金支払日にご指定の口座に年金を送金し、「年金お支払通知書」をお送りいたします。

年金支払日が当社の休業日の場合は、次の営業日のお支払となります。

10年保証終身年金の保証期間経過後の年金のお受け取りについては、別途お手続きが必要となります。

くわしくは「3. 年金受給中のお手続きについて」をご参照ください。

なお、第1回目および10年保証終身年金の保証期間経過後の年金のお支払につきましては請求書類の到着が遅延した場合、年金支払日にお支払できない場合もありますのでご了承ください。

3. 年金受給中のお手続きについて

年金のお支払は長期にわたりますので、その間に次のような変更事項が発生した場合は当社までご連絡ください。お手続きに必要な書類等をご案内します。

(1) 手続きが必要となる事項

- 氏名変更(改姓)
- 住所変更(住所表示の変更も含みます。)
- 年金送金先変更(ゆうちょ銀行はお取扱できません。)

(2) 10年保証終身年金の保証期間経過後のお手続きについて

10年保証終身年金の保証期間経過後の年金については、保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者(年金受取人)が生存されている場合に年金を継続してお支払します。

当社より年1回あらかじめご案内をさしあげますので、お手続きをお願いいたします。

なお、手続き書類提出後、年金支払日までに被保険者(年金受取人)が死亡された場合はすみやかに当社までご連絡ください。

4. 被保険者(年金受取人)死亡時のお手続きについて

万一、被保険者(年金受取人)がお亡くなりになられたときは、ご遺族(被保険者の法定相続人)の方がすみやかに当社までご連絡ください。ご請求に必要な書類等についてご案内いたします。

(1) 確定年金の場合

被保険者(年金受取人)が、年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡した場合、当社は、その年金の未払分の現価に相当する金額をご遺族(被保険者の法定相続人)にお支払します。

年金を一括して受け取ることにより、年金受取についての権利関係は消滅します。

(2) 10年保証終身年金の場合

被保険者(年金受取人)が、年金支払開始日以後第10回年金支払日前に死亡した場合、当社は、第10回までの年金のうちの未払分の現価に相当する金額をご遺族(被保険者の法定相続人)にお支払します。

年金を一括して受け取ることにより、年金受取についての権利関係は消滅します。

なお、第10回年金支払日後(保証期間経過後)に被保険者(年金受取人)が死亡した場合は、払い戻される金銭はありません。

また、第10回年金支払日後(保証期間経過後)に年金支払日より前に死亡していることが判明した場合、年金を当社へご返金いただくことになります。

★ 法定相続人の順位

第1位	第2位	第3位
配偶者・子供	配偶者・父母・祖父母	配偶者・兄弟姉妹

5. 上乗せ年金の支払請求手続きについて

被保険者(年金受取人)またはその配偶者が次ページ(2)に定める事由に該当し、年金受取人が上乗せ年金支払の請求をされた場合には、基本年金とともに上乗せ年金をお支払します。

上乗せ年金をご希望の場合は、当社までご連絡ください。必要な書類をご案内いたします。なお、6年確定年金および前厚型を選択した場合はこのお取扱いはできません。

(1) 上乗せ年金について

- 上乗せ年金支払開始日は、上乗せ年金の請求のあった日から1か月を経過した後の最初に到来する年金支払日となります。
- 上乗せ年金の支払期間は、ご請求の際にご指定いただきますが、2年以上であることを要します。
- 上乗せ年金は確定年金(定額型)になります。
- 上乗せ年金を支払う場合は、基本年金について次のとおり取り扱われます。

① 確定年金の場合

残存年金支払期間を上乗せ年金の支払期間まで短縮します。

② 10年保証終身年金の場合

残存保証期間内の年金支払期間を上乗せ年金の支払期間まで短縮します。

また、上乗せ年金の支払期間経過後の保証期間については、年金のお支払はありません。

保証期間経過後の最初に到来する年金支払日に被保険者(年金受取人)が生存している場合は、年金を再開します。

以後は毎年の年金支払日に被保険者(年金受取人)が生存している場合は、年金を継続してお支払します。

(2) 上乗せ年金支払の適用対象となる事由

対象となる事由とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

1. 傷害または疾病により、責任開始時以後に次のいずれかの身体障害の状態に該当した場合

- ① 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ③ 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ⑤ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
- ⑨ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑩ 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
- ⑪ 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
- ⑫ 10足指の用を全く永久に失ったもの
- ⑬ 1足の5足指を失ったもの

2. 上乗せ年金支払特則の適用を請求するときにおいて、医師の診断により6か月以上の療養が必要と証明された場合

6. 年金の解約について

年金支払開始日以降の解約については、年金の種類が確定年金の場合に限りお取扱できますが、年金を非課税で受け取れるなど税制上優遇された年金ですので継続されることをおすすめします。

やむをえず解約される場合は、当社までご連絡をお願いします。ご請求に必要な書類を当社よりご案内いたします。

なお、10年保証終身年金については、年金支払開始日以降の解約はお取扱できません。

★「マイナンバー制度」の開始にともない、後日、当社が委託した「TOPPANエッジ株式会社」を通じて、マイナンバー（個人番号）の提供に関するご案内を送付させていただく場合があります。

7. 年金に関する税金について

以下に記載の内容は、年金開始期日時点の財形制度および税制にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合は、変更後のお取扱内容が適用されますのでご注意ください。

(1) 年金のお受け取りについて

お受け取りになる年金については、非課税となります。確定申告等の税務上の手続きは必要ありません。

(2) 被保険者(年金受取人)が死亡されたとき

法定相続人がお受け取りになる一時金は、相続財産として相続税の課税対象となります。

(3) 確定年金を解約されたとき

要件違反となり課税されます。

なお、2013年1月1日から2037年12月31日まで復興特別所得税として所得税の2.1%があわせて課税されます。

① 年金支払開始日以後5年以内の解約の場合

既払年金の利子相当部分について所得税15%、住民税5%の源泉分離課税となり、解約金は一時所得課税されます。

② 年金支払開始日以降5年経過後の解約の場合

解約金について一時所得課税されます。

=MEMO=

太陽生命保険株式会社 企業年金課

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

電 話 0120-98-1502(通話無料、IP電話の一部は利用不可)
03-3272-6230

受付時間 9時～17時(土・日・祝日、年末年始を除く)